

公 告

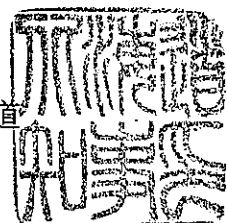
道営土地改良(女満別東部高台2地区(農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、客土))事業の事業計画を変更をするため、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第88条第4項の規定に基づく協議をしたいので、法第88条第6項において準用する法第87条の2第8項の規定によりこの旨を公告し、関係書類を縦覧します。

また、変更後の土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第88条第6項で準用する法第87条の2第9項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和7年6月25日

北海道知事 鈴木 直道



1 縦覧について

- (1) 関係書類の名称
土地改良事業変更計画概要書
- (2) 縦覧期間
令和7年6月25日から令和7年7月15日まで
- (3) 縦覧場所
大空町役場のウェブサイト

2 意見書の提出方法等について

- (1) 意見書の提出先
okhotsk.chosei@pref.hokkaido.lg.jp
- (2) 意見書の提出期限
令和7年7月15日(必着)
- (3) 意見書の提出上の注意
 - ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限りません。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
 - イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。
 - ウ 電話での意見はお受けできません。
 - エ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、北海道オホーツク総合振興局産業振興部調整課までお問い合わせください。